

第 2 期 白 鷹 町 空 家 等 対 策 計 画 【 概 要 版 】

1 計画の趣旨

町民の安全を守り、安心した生活環境を確保するため、空家等対策の推進に関する特別措置法第6条第1項の規定に基づき、本町における空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、「白鷹町空家等対策計画」を定め、空家等対策事業の実施方針を示すものである。

2 空き家等対策の基本方針

(1) 所有者等による管理の原則

第一義的に所有者等が自らの責任により適切に管理することが原則である。

(2) 特定空家等の増加の抑制

空き家等の管理の徹底や利活用等の相談窓口等を所有者等に周知する。さらに、町外からの移住希望者に対し情報提供を行い、空き家等を活用する取り組みを推進する。

(3) 計画の期間 : 令和3年度から令和7年度までの5年間

(4) 計画の対象地区: 白鷹町全域

(5) 空家の定義

- ・空家等 : 建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地。
- ・特定空家等 : 放置すれば倒壊等のおそれのあるものや、衛生上、景観上、生活環境等の問題により放置することが不適切な状態にあるもの。

3 空き家の現状

空き家実態調査

○平成28年度及び令和元年度に町内全域を対象とした空き家実態調査を実施している。

○調査結果(空き家調査状況)

地域	令和元年度 ※()内は平成28年度			
	空き家件数	うち危険性のある空き家件数	空き家棟数	うち危険性のある空き家棟数
蚕桑	105件(97件)	15件(15件)	173棟(153棟)	29棟(28棟)
鮎貝	91件(91件)	18件(17件)	141棟(133棟)	29棟(23棟)
荒砥	124件(110件)	12件(15件)	181棟(165棟)	17棟(25棟)
十王	30件(22件)	3件(3件)	45棟(33棟)	6棟(6棟)
鷹山	77件(73件)	14件(13件)	124棟(108棟)	19棟(17棟)
東根	71件(59件)	14件(9件)	117棟(86棟)	24棟(13棟)
計	498件(452件)	76件(72件)	781棟(678棟)	124棟(112棟)

4 空き家等対策の実施体制

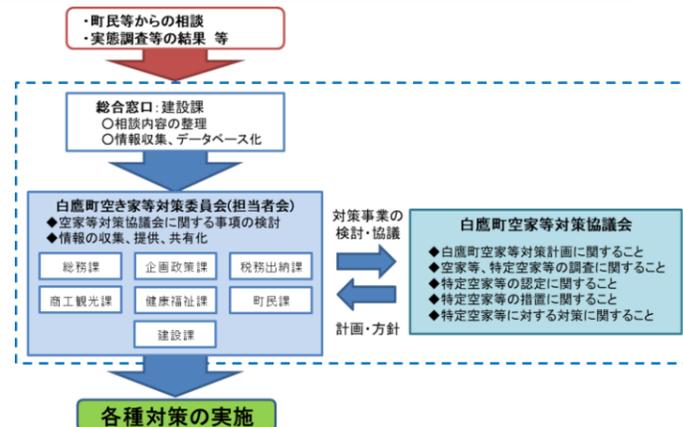
(1) 空家等対策協議会等の設置

○白鷹町空家等対策協議会

- ・白鷹町空家等対策計画に関する事項
- ・空家等及び特定空家等の調査に関する事項
- ・特定空家等の認定に関する事項
- ・特定空家等に対する施策に関する事項

○白鷹町空き家等対策委員会(担当者会)

- ・協議会における協議内容に関する事項
- ・空き家等対策に係る所管事項に関する事項



○空き家等対策の所管課

- ・空き家相談窓口は建設課に設置し、相談内容に応じて所管課が連携して対応する。

5 空き家等対策の具体的施策

(1) 所有者等による空家等の適切な管理の促進

- ・空家等の管理は、所有者等が自らの責任により適切に行うことが前提であるため、所有者等の第一義的な責任を前提にしながらも、町から所有者等に適切な管理を促す。

○適切な管理の促進

- ・適切な管理に関する文書の発送
- ・広報やホームページによる啓発
- ・空家管理サービス事業の促進
- ・アンケート調査の実施

(2) 利活用可能空き家対策

- ・町は、所有者等が空き家等を積極的に利活用する体制を整備するとともに、所有者等及び所有者等以外のものに対する必要な支援により、空き家等の利活用の推進を図る。

○利活用促進体制の整備

- ・白鷹町空き家バンク事業
- ・移住・定住ホームページ
- ・空き家相談窓口の開設

○利活用する者への支援

- ・住宅リフォーム総合支援事業
- ・木造住宅耐震診断・改修支援

(3) 特定空家等の対策

- ・近隣住民への悪影響や危険性が高い空き家等を中心に特措法第9条第2項に基づく立入調査を行い、白鷹町空家等対策協議会の意見を十分に踏まえて対応する。

○実態調査等に基づくデータベースの整備

- ・空き家等の現状把握のためデータベースの整備を図る。また、各部局間で情報共有を図り、横断的な空き家対策を行うための基礎データとする。

○特定空家等の認定

- ・町職員又は委任された者がガイドラインに基づく立入調査を行い、空家等対策協議会の意見を踏まえて、町長が認定する。

○特定空家等に対する法的措置

- ・特定空家等に対する助言又は指導、勧告、命令、行政代執行の措置を講ずる。

○特定空家等の解体支援

- ・特定空家等を解体する事業に対する支援制度を講ずる。

